

(別添1)

静岡県後期高齢者医療広域連合
内部事務電算処理システム構築・移行及び
運用保守業務

落札者決定基準

平成30年6月

静岡県後期高齢者医療広域連合

I 落札者決定基準の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム構築・移行及び運用保守業務（以下「本件業務」という。）を実施する事業者は電算処理システムについての専門的な知識やノウハウを有することが必要となる。また、より提案自由度を高めた効果的な実施事業、本件業務の付加価値を高める民間活用を期待した事業であることから、事業者の技術力や想像力を適正に評価する必要がある。

そのため、落札者の選定に当たっては、入札価格だけでなく、技術提案内容を総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

この「静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム構築・移行及び運用保守業務落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は総合評価落札方式により落札者を選定するに当たって、要求水準等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定の手順

本件業務における落札者の選定は、総合評価落札方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格審査

静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は提出された入札参加資格確認申請書により、参加資格要件を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア. 提案書の形式審査

広域連合は、提案書に記載された内容がⅡ提案審査の1提案書の形式審査の(2)提案書の形式審査に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。

イ. 提案書の定量化評価

広域連合は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す評価基準及び得点化方法に従って評価する。

(別添1)

ウ. 開札及び入札価格の確認

広域連合は入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。

エ. 入札価格の定量化評価

評価会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

オ. 総合評価値の算定

評価会は、提案書及び入札価格の定量化評価における得点を合計し、総合評価点を算出する。

カ. 最優秀提案者の選定

評価会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

キ. 落札者の決定

広域連合は評価会の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、評価会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

(別添1)

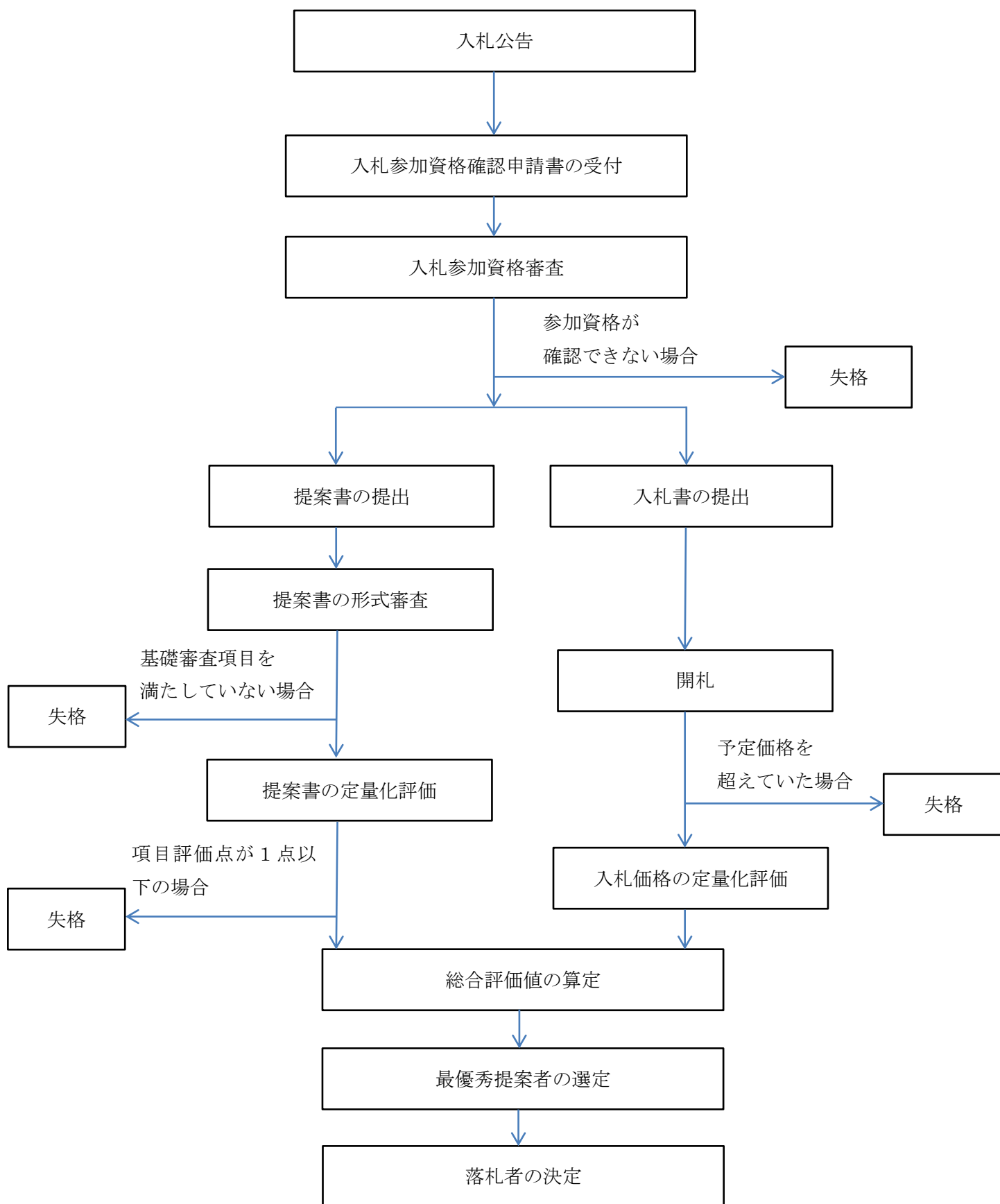


図1 落札者決定の手順

Ⅱ 提案審査

1 提案書の形式審査

(1) 提案書の確認

提出された提案書がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の形式審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア. 提案書の内容が仕様書等に示す要求水準を満たしていること。

イ. 提案書全体について、提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 提案書の定量化評価

(1) 提案書における評価項目及び配点

提案書の定量化評価の配点、評価基準及び得点化方法は、広域連合が本件業務に対して民間のノウハウによる創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、広域連合が入札参加者に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、提案内容評価表に示すとおり、業務提案に関する評価点を 4,050 点。価格提案に関する評価点の配点は 2,700 点。合計 6,750 点とする。

3 業務提案に関する評価点

(1) 項目評価点の算出方法

提案内容評価表の評価項目それぞれについて 0~9 点までの 10 段階評価とし、以下の区分で採点する。

内容	点数
非常に優れた提案であり、十分に満足できるもの	9
(中間レベル)	7
広域連合が想定していたレベルの提案であり、満足できるもの	5 (基準点)
(中間レベル)	3
非常に低いレベルの提案であり、まったく満足できないもの	1
記述のないもの	0

(別添1)

(2) 評価点の計算

業務提案に関する評価点は、項目評価点に項目加重係数を乗じた値の、全ての評価項目の合計とする。

(3) 項目評価点が1点以下の場合の取扱い

項目評価点のうち、1つでも1点以下のものがある場合は落札者とししない。ただし、「11 業務改善・追加提案」については対象から除く。

事業評価点の計算例

【計算例】

評価項目	項目評価点	項目加重係数	調整後の項目評価点
1	5	5	$5 \times 5 = 25$
2	3	5	$3 \times 5 = 15$
3	3	15	$3 \times 15 = 45$
4	7	15	$7 \times 15 = 105$
5	5	10	$5 \times 10 = 50$
事業評価点			240

$$\text{業務評価点} = 25 + 15 + 45 + 105 + 50 = 240 \text{ 点}$$

3 価格提案に関する評価点

(1) 評価点の算出方法

評価点は次の計算式により算出する。

$$\text{価格提案に関する評価点} = \text{価格評価点の配分に配分された得点の満点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 1.08 \right)$$

価格評価点の計算例

【計算例】

【条件】	価格評価点の配分点	2,700 点
	予定価格	20,000,000 円
	入札価格	15,000,000 円

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 2,700 \times \left(1 - \frac{15,000,000}{20,000,000} \right) \\ &= 513 \text{ 点 (割り切れない場合は小数点第1位を四捨五入する)} \end{aligned}$$

4 総合評価値

総合評価値は次の計算式により算出する。

$$\text{総合評価値} = \text{業務提案に関する評価点} + \text{価格提案に関する評価点}$$